

住宅取得補助金

市外在住の子育て世帯が、豊中市内に住む親世帯と同居・近居するための住宅の取得費用の一部を補助します。
(近居とは、豊中市内に親世帯・子世帯とも居住することをいいます)

※世帯とは、住民票上の世帯をいいます

補助金額

1戸あたり

最大
25万円

申請受付

子世帯の
転入日から
1年間



先着順で受け付けます。
予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

対象者要件

- 1 子世帯のうち、住宅の取得に係る契約を行った者であること
- 2 子世帯が転入前から中学生以下の子(妊娠中を含む)と同居している親子世帯であること
- 3 子世帯が転入する前に1年以上継続して市外に居住していること
- 4 子世帯が転入後3年以上継続して補助対象の住宅に居住する見込みであること
- 5 子世帯の全員が補助対象の住宅に居住していること
- 6 子世帯・親世帯の全員が豊中市税を滞納していないこと
- 7 同居・近居する親(祖父母も可)が1年以上継続して市内に居住していること など

市外から、取得した住宅へ“直接”転入する必要があります。

(例えば、転入する際、一旦市内の賃貸住宅に入居してから住宅を購入した場合は対象外となります)

住宅要件

- 1 令和2年(2020年)4月1日以降に売買・建築請負契約を締結した住宅であること
- 2 子世帯が居住するために子が市内に所有する住宅であること
- 3 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること
- 4 昭和56年(1981年)6月1日以降に建築工事に着工した住宅であること

※昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した住宅の場合、耐震診断や耐震改修工事が実施されているなど、既に地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合することが確認されている住宅であること

お問い合わせ 豊中市 都市計画推進部 住宅課(豊中市役所第二庁舎5階)

電話:06-6858-2741 FAX:06-6854-9534 Mail:machisoumu@city.toyonaka.osaka.jp



申請方法
※郵送も可

- 受付場所・時間
豊中市役所第二庁舎5階 住宅課
(〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号)
開庁日の午前9時から午後5時15分

市のホームページへは、
こちらからもアクセス
できます



- 交付申請書は、住宅課で配布しているほか、市のホームページにも掲載しています。
- 同一の住宅について複数申請された場合は、全ての申請を無効とします。
- 申請日時点で、全ての要件を満たしている必要があります。
- 提出書類が全て揃っていない場合、受け付けできません。

提出書類

- 交付申請書
- 添付書類一式(添付書類一覧をご確認ください)

手続きの流れ

1 申請

- ・ 交付申請書と必要な添付書類を住宅課に提出してください。※郵送も可
- ・ 補助対象の住宅に居住した日(転入日)から1年以内に申請してください。

2 審査(1週間程度かかります)

- ・ 必要に応じて現地調査をする場合があります。
- ・ 状況により、追加資料の提出をお願いする場合があります。

3 交付決定

- ・ 審査完了後、交付決定の通知を送付します。

4 請求

- ・ ④ 交付決定通知書の送付時に請求書を同封します。
- ・ 請求書に必要事項を記入し、住宅課に提出してください。



5 振込(2週間程度かかります)

- ・ 請求書を受領後、口座振込により補助金を交付します。

6 アンケート調査(3年後)

- ・ 補助金の交付から3年後に、引き続き補助対象の住宅にお住まいであることを確認するため、簡単なアンケートを実施します。必ずご協力ください。

※補助金の交付決定から3年以内に補助対象の住宅から転居された場合、補助金を返還していただくことがあります

住宅ローンの金利優遇を
受けられる場合があります。

住宅金融支援機構
池田泉州銀行
北おおさか信用金庫

【フラット35】地域連携型(子育て支援)
「親元近居住宅ローン・リフォームローン」
「北おおさかしんきん住宅ローン」